

# 各種委員（校外・学年学級・広報）選出ガイドライン

令和5年11月改定版

1. 児童1人につき1度は委員（校外・学年学級・広報）を引き受けます。
2. 委員登録カードの活動履歴を参考に、委員を選出します。（委員経験者には済印あり）
3. 校外委員は地域班の人数の違いを考慮し、他の委員（学年学級・広報）選出時期より前の各地域班集会で次年度の委員を選出します。  
ただし、希望者のいない場合、委員を引き受けていない会員（新1年生の保護者を除く）の中から選出されます。  
地域班の人数の違いを考慮し、各委員の選出よりも校外委員を優先するようお願いいたします。  
地域班の全員が児童1人につき1度は委員を引き受けていた場合、2度引き受けることがあります。  
2度目は1度目に選管推薦を除く各委員会の委員長・副委員長（対象児童が在学中に限る）、運営をされた方以外を基本的に選出対象者とします。
4. 学年学級・広報委員は前年度末（新1年生は入学後）の懇談会で委員を選出します。  
その際、登録カードによる希望が優先されます。  
ただし、希望者のいない場合、委員を引き受けていない会員の中から選出されます。  
学年の全員が児童1人につき1度は委員を引き受けていた場合、2度引き受けることがあります。  
2度目は1度目に選管推薦を除く各委員会の委員長・副委員長（対象児童が在学中に限る）、運営をされた方以外を基本的に選出対象者とします。
5. 運営役員（会長・副会長・書記・会計）を引き受けた場合、子どもの数にかかわらず（未就学児も対象）、次回以降は委員（校外・学年学級・広報）の選出から免除されます。  
また、運営役員経験者が他の委員（校外・学年学級・広報）になった場合は、委員長・副委員長・選管推薦の選出から免除されます。
6. 選管推薦を除く各委員会の委員長・副委員長の経験者は、委員長・副委員長経験の対象児童が在籍する年度の委員活動に限り、次回以降は委員長・副委員長・選管推薦の選出から免除されます。各委員会内で全員が既に委員長・副委員長の経験者であった場合は、経験回数が多い順に免除されます。
7. 選管推薦委員会の委員長・副委員長の経験者は、選管推薦委員長・副委員長経験の対象児童が在籍する年度の委員活動に限り、次回以降は選管推薦委員の選出から免除されます。
8. 会員本人が自ら委員を複数回引き受けることも可能です。

委員会名	委員選出方法	備考（各委員会共通）
校外委員会	各地域班より1名	1. 委員長・副委員長を1名ずつ選出します。

学年学級委員会	各学年クラス数×1名	2. 委員長・副委員長のいずれか1名は、運営役員が開催する毎月の定例会に、参加する必要があります。 3. 委員長・副委員長以外の委員の中から、3名が選出され選挙管理委員または推薦委員を兼ねます。
広報委員会	〃	